

接続料の算定に関する研究会(第18回)資料「LRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因」(他事業者接続料の影響)
に対する意見及びそれらに対する考え方

意見	考え方
<p>意見1-1 最初にスタックテストの指針に基づく検証で価格圧搾のおそれの有無を確認し、営業費相当基準額が20%を下回った場合に、激変している他律的要因について考慮すべき。</p>	<p>考え方1-1</p>
<p>○ LRIC 検証の手順について</p> <p>今回の答申では、「次期適用期間における接続料の算定は、まずは改良 PSTN モデルによりこれを行うこととする。(中略)このモデルを採用することによって、PSTN サービスにおいて価格圧搾のおそれが生じるようになることは、制度の在り方として適当とは言えない。」として、価格圧搾のおそれがある場合に限って、PSTN モデルと IP モデルとの組み合わせにモデルの階梯を進めるものとされています。</p> <p>当社は、価格圧搾とは、当社が設定する接続料が高騰することにより、他事業者が当社に設定する利用者料金と同等の料金設定ができない状態を引き起こすことと認識しております。したがって、利用者料金との比較において、営業費相当基準額20%が確保できているならば、各社ともに当社と同等の利用者料金を設定することが可能であり、公正な競争の確保の観点から、価格圧搾は生じていません。なお、他事業者接続料が大幅に下落した場合、その効果は各社が等しく受けるものであって、利用者料金との比較において、営業費相当基準額20%が確保できているならば、価格圧搾の判断に影響を与えるものではありません。</p> <p>したがって、答申にも「指針に基づくスタックテストのうち、(中略)検証を行い、差分が営業費相当基準額を下回る場合には、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせへ移行の段階を進める。ただし、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により(中略)総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地がある」と考える」</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成30年10月)(以下「平成30年答申」という。)では、LRIC方式に基づく接続料(以下「PSTN接続料」という。)により価格圧搾のおそれが生じる場合(指針に基づくスタックテストのうち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回らないものであるかどうかの検証を行い、差分が営業費相当基準額を下回る場合)に、IP-LRICモデルの適用へ段階的に移行するとしています。それに際しては、他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合にそうした事情を考慮して取り扱うとの条件を付しています*。</p> <p>また、この他律的要因は、予め内容を明確にしてこれを通知すること(第16回研究会 資料16-3)としており、上記のLRIC検証において差分が営業費相当基準額を下回ることが判明した後に設定するものではありません(指針で定められている、差分が営業費相当基準額を下回った場合に講ずる、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないことを示すに足る十分な論拠の提示とも全く異なる性質のものでず)。</p> <p>LRIC検証における他律的要因は、PSTN接続料により価格圧搾のおそれが生じるかについての判断に影響を及ぼし、判断の正確性が確保できない場合に、それを考慮して取り扱うものです。また、他律的要因を考慮して取り扱う(補正する)ということは、検証における差分の算定に当たって通常のスタックテストに含まれない要素を追加考慮す</p>

<p>と記載されているとおり、最初にスタックテストの指針に基づく検証で価格圧搾のおそれの有無を確認した後に、営業費相当基準額が20%を下回った場合には、激変している他律的要因について考慮するという順序性を確保すべきと考えます。</p> <p>また、他律的要因については、他事業者接続料の通常の変動について考慮するのではなく、他事業者の事業からの撤退や災害といった現時点で到底想定し得ない事象について考慮すべきと考えます。</p> <p>スタックテストの検証結果が営業費相当基準額20%を上回っているならば、他事業者も当社の設定する利用者料金と同等の設定が可能な状況であり、価格は圧搾されていない状況ですが、それでもなお、答申に記載されている順序とあえて異なる手続きを経る合理的な理由をご教示ください。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本・西日本株式会社)</p>	<p>るものです。</p> <p>今回の検討事項である他律的要因(他事業者接続料による影響)に関して、「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇」の影響により判断の正確性が確保できない可能性があるとするのであれば、それと逆の影響による場合も判断の正確性は確保できない可能性があります。中立性の観点からは、一方を考慮の対象とするならば、そうすべきでないとする合理的な理由がない限りは、他方についても考慮の対象とすることが妥当と言えます。また、補正の有無は、あくまでも判断の正確性が確保されるかどうかで決めるのであって、他律的要因を考慮しないとした場合の差分が営業費相当基準額を下回るか否かで決めるものではないと考えます。</p> <p>※平成30年答申 該当箇所</p> <p>「指針に基づくスタックテストのうち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回らないものであるかどうかの検証を行い、差分が営業費相当基準額を下回る場合には、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせへ移行の段階を進める。ただし、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地があると考え。」</p>
<p>意見1-2 LRIC 検証において考慮すべき「他律的要因」には、個別の特異な事象を特定すべき。</p>	<p>考え方1-2</p>
<p>○ 他律的要因として扱うべき事象について</p> <p>LRIC 検証において考慮すべき「他律的要因」とは、通常他事業者接続料の変動といったものまで考慮するものではないと認識しております。したがって、個別の特異な事象を特定して考慮すべきであり、定量的な基準である必然性はないと考えます。*</p> <p>第18回接続料研究会における事務局提示資料において、LRIC 接続</p>	<p>○ LRIC検証において他律的要因(他事業者接続料による影響)を考慮の対象とする場合の考え方は、考え方1-1のとおりです。</p> <p>他事業者接続料は、その変動要因が「通常」であっても「特異」であっても、認可接続料に対する他律的な要因であることに変わりはありません。むしろ、ご意見にあるような「コストベースでない他事業者接続料」がLRIC方式に基づく接続料による価格圧搾のおそれの判断に影響</p>

料の上昇率の上下 2 ポイントを基準とし、他事業者接続料水準と LRIC 接続料水準の上昇率を比較する案が示されていますが、現在設定されている他事業者接続料は、コストベースでないものや未合意のものを含んでおり、LRIC 接続料の比較対象とすることは適切ではないと考えます。

具体的には、LRIC 接続料のミラー単金で当社と合意している他事業者については、当社 PSTN 発信呼は LRIC 接続料ミラーで、当社 IP 網発信呼はひかり電話接続料ミラーで精算するという内容で便宜的に合意しているものであり、コストベースでの合意とはなっておりません。また、LRIC 接続料のミラー単金でない事業者の接続料は、今後も上昇傾向となる PSTN 単金と今後も効率化により下落傾向となる IP 網の単金が加重された料金となっていることに加え、一部の事業者とは、そもそも協議の中で接続料水準の合意に至っておりません。このようなコストベースでない他事業者接続料について、LRIC 接続料の単金の変動を考慮して補正することは適切でないと考えます。

こうした点を踏まえ、仮に、貴省において前述の事務局案を採用するということであれば、他事業者接続料を当社 LRIC 接続料の比較対象とすることが適切であるとする根拠をご教示ください。

※それでもなお、特異な事象を判断する定量的な基準を予め定めることが必要ということであれば、例えば、前年度と比較して他事業者接続料の 2 倍以上を基準とすることや、固定電話市場における変動率を用い、当社固定電話接続料における対前年上下変動率の過去最高水準値(32.7%)を基準とする等、明らかにトレンドから乖離すると判断できる基準を設け、それを超える場合にはその基準まで当該事業者の接続料を補正する方法もありうると考えます。

(NTT東日本・西日本株式会社)

響するとしたら、それを考慮の対象とすることは本来の他律的要因の趣旨に適っているとと言えます。

すなわち、LRIC検証は、その制度上の趣旨から(モデル移行の可否を判断する対象である)PSTN接続料をより重視しています。このことをつきつめれば、他律的要因(他事業者接続料による影響)を考慮するに当たり、他事業者接続料による影響をできる限り排除するためには、比較の対象範囲をより絞った方法を採用することが望ましいと言えます。そうした方法によらず、専ら接続料の評価及び補正による方法を採用する場合においても、他事業者接続料による影響を排除し判断の正確性を確保するという本来の趣旨に立脚して検討する必要があります。

LRIC検証に当たって考慮する他律的要因は、客観的かつ定量的に確認できるものに限られます。そのため、他律的要因(他事業者接続料による影響)について、何をもって、認可接続料に比べ他事業者接続料が著しく上昇等している、言い換えれば、認可接続料と他事業者接続料とで上昇率に著しい乖離があると判断するのか、定量的な基準を定める必要があります。

ただし、当該基準の設定方法や著しい乖離がある場合の補正方法等については、他事業者接続料の実態を踏まえたより精緻なものとするため、検討を継続し、NTT東日本・西日本に対し必要な情報の提供を求め、より詳細に精査を行うこととし、平成 31 年度接続料算定に向けてはこれら他律的要因の採用を見送ることとする余地はあるものと考えます。

<p>意見2-1 他律的要因の検証は、利用者料金と接続料の差分結果の如何に依らず、いかなる場合でも行うべき。</p>	<p>考え方2-1</p>
<p>○ 2月6日の研究会において、NTT東西殿より、「まずは20%なり、そういうものを判断した後に、他律的要因というものを考えていくものだ、という順番性がある」とのご発言がありました。この発言に基づけば、他律的要因検証の実施前提は、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回る場合(検証に引っかかった場合)のみ行う、ということになるかと思いますが、他律的要因により基準額を上回る(検証をクリアする)ことも想定されます。このケースで、他律的要因の検証が行われない場合、他律的要因が働いているにも関わらず、それが認識されないまま問題なし、と判断されてしまうこととなります。それでは他律的要因の検証としては不十分であり、かつ、一方しか検証しない点で公平性にも欠けていると考えます。</p> <p>よって、他律的要因の検証は、LRICモデルの判断(LRIC検証)においては、利用者料金と接続料の差分結果の如何に依らず、いかなる場合でも行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 考え方1-1に記載のとおり、「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇」による影響を考慮の対象とする場合、中立性の観点からは、他方の影響も考慮の対象とすることが妥当と考えます。</p>
<p>意見2-2 今後、状況を正確に把握するために着信先別の内訳を開示した上で、音声着信接続料そのものの在り方、ひかり電話接続料がLRICモデル決定に与える影響の扱いについて継続的に議論していくべき。</p>	<p>考え方2-2</p>
<p>○ 2月6日の研究会で総務省殿から示された他律的要因の取扱い及び確認方法は、「PSTN発PSTN着」と「PSTN発他社直収着」に係る接続料水準の差分に著しい乖離がある場合に、他事業者接続料の影響を補正した上で検証を行うものですが、この検証方法では、「PSTN発ひかり電話着」に係る接続料水準の影響が全く考慮されていません。</p> <p>この検証方法だと、例えばPSTN接続料が大幅に上昇した局面においても、ひかり電話の接続料が低下した影響で結果として基準を満たすこととなり、本来改良IPモデルに移行すべきタイミングを逃す、というケ</p>	<p>○ 光IP電話(ひかり電話)接続料は、PSTN接続料に対する他律的な要因である点において、他事業者接続料と変わりません。しかし、光IP電話接続料もPSTN接続料も、NTT東日本・西日本が提供する固定電話サービスに係る接続料であるという点において、他事業者接続料とは性質が異なります。</p> <p>こうした性質の違いから、第18回研究会で示した他律的要因の取扱い及び確認方法の案では、他事業者接続料のみが対象となっています。しかし、今後、LRIC方式に基づくPSTN接続料により価格圧搾</p>

ースも大いに想定でき、LRIC モデルを適用する検証基準としての妥当性に疑問が残ります。

検証における基本的な考え方として示された、「サービス競争がなされる範囲又は潜在的なサービス競争の可能性のある範囲での検証を行う」こと、また「振替接続料のみを負担することとなる範囲に可能な限り一致する形での検証を行う」ことについて、他律的要因である他事業者接続料の影響を極力排除する今回の整理がなされたことについては、方向性として賛同するものの、一方で、LRIC モデルを決定する上でひかり電話接続料が与える影響の扱いについては、議論が尽くされていないと考えます。今後、状況を正確に把握するために着信先別の内訳開示を行って頂いた上で、音声着信接続料そのものの在り方について継続的に議論していくべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

のおそれが生じるかの判断に対し光IP電話接続料が及ぼす影響についてより具体的に検証し、これを他律的要因として考慮すべきか検討していくことの必要性は否定されないものと考えます。